

Title	ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義
Sub Title	Wiedergutmachung Deutschlands nach dem Zweiten Weltkrieg und die Bedeutung des Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft"
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2003
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.95, No.4 (2003. 1) ,p.669(35)- 696(62)
JaLC DOI	10.14991/001.20030101-0035
Abstract	<p>50年にわたるドイツ戦後補償の歴史を政治・社会史的に考察している。前半では、企業・国家間・国内法の3つの局面から戦後補償の多様性と特質を明らかにしてその問題点を析出し、後半では、戦後補償の欠陥をドイツがいかに克服したのかを検討している。</p> <p>その結果成立した「記憶・責任・未来」基金の成立過程に注目し、戦後補償の史的発展の原動力がどこに存在したのかを解明している。</p> <p>This study examines the history of post-war compensation in Germany over a 50 year period, from the perspectives of politics and social history.</p> <p>The first half of the study clarifies the variety and characteristics of post-war compensation in three phases, enterprises, nation-to-nation, and domestic laws to extract its tacit issues.</p> <p>The second half of the study discusses how Germany overcame the flaw of post-war compensation.</p> <p>Moreover, this study particularly focuses on the process of establishing the "Memory, Responsibility and Future" Fund, which was established in the process of such overcoming as a result, and elucidates where the driving force of the historical development of the post-war compensation existed.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20030101-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20030101-0035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義

Wiedergutmachung Deutschlands nach dem Zweiten Weltkrieg und die Bedeutung des Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft"

矢野 久(Hisashi Yano)

50年にわたるドイツ戦後補償の歴史を政治・社会史的に考察している。前半では、企業・国家間・国内法の3つの局面から戦後補償の多様性と特質を明らかにしてその問題点を析出し、後半では、戦後補償の欠陥をドイツがいかに克服したのかを検討している。その結果成立した「記憶・責任・未来」基金の成立過程に注目し、戦後補償の史的発展の原動力がどこに存在したのかを解明している。

Abstract

This study examines the history of post-war compensation in Germany over a 50 year period, from the perspectives of politics and social history. The first half of the study clarifies the variety and characteristics of post-war compensation in three phases, enterprises, nation-to-nation, and domestic laws to extract its tacit issues. The second half of the study discusses how Germany overcame the flaw of post-war compensation. Moreover, this study particularly focuses on the process of establishing the "Memory, Responsibility and Future" Fund, which was established in the process of such overcoming as a result, and elucidates where the driving force of the historical development of the post-war compensation existed.

## ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義

矢野 久

### 要 旨

50年にわたるドイツ戦後補償の歴史を政治・社会史的に考察している。前半では、企業・国家間・国内法の3つの局面から戦後補償の多様性と特質を明らかにしてその問題点を析出し、後半では、戦後補償の欠陥をドイツがいかに克服したのかを検討している。その結果成立した「記憶・責任・未来」基金の成立過程に注目し、戦後補償の史的発展の原動力がどこに存在したのかを解明している。

### キーワード

ドイツ、戦後補償、強制労働、連邦補償法、「記憶・責任・未来」基金

### はじめに

1995年村山内閣の時に創設された「女性のためのアジア平和国民基金」に関して、基金の呼びかけ人の一人である大沼保昭は、「被害者の境遇と思いは多様」であり、「『カネの問題』は決して矮小な問題ではないという被害者も多数」いることを理由にこの「国民基金」で十分であると主張し、総理の「心からのお詫びと反省の気持ち」によって実質的に謝罪がなされていると考えているようである。<sup>(1)</sup>しかし重要なことは、被害者がそれをどのように受け止めているかという点であり、被害者が多様であればなおさらのこと、それら様々な被害者の声を聞き、被害者が納得することのできる「補償」を模索するべきであると筆者は考える。他方で、2000年12月に東京で開催された「アジア民衆法廷」では、市民グループにより責任者処罰・真相究明・謝罪・補償の要求をして<sup>(2)</sup>いる。戦後補償のやり方について日本ではこのように見解は明らかに分裂しており、合意形成には程遠いといっても過言ではない。

(1) 大沼保昭「慰安婦問題——被害者の境遇と思いは多様」『朝日新聞』（2002年9月7日朝刊）。

(2) 高橋哲哉「歴史と裁き」、松井やより「なぜ裁くか、どう裁くか」『世界』第682号（2000年12月号）。さらに「国際シンポジウムの記録」編集委員会編『「記憶」の共有を求めて』（樹花舎、2001年）も参照。

日本での戦後補償の合意形成は将来も決してたやすいものではないというのが現状である。この個人を対象とする補償は国家間の賠償とからんでおり、国家間賠償が個人補償を包括するのか否かでさらに問題は複雑となっている。日本政府は、国家間賠償の中に個人補償を包括してとらえ、したがって補償問題は解決されたとみなしている。一方、1990年代に入って、日本でも強制連行・強制労働、「従軍慰安婦」などの補償要求の裁判が提起され、アメリカ合衆国で提訴するという事態にまでいたっている。

こうした日本の過去に対する補償の現状にとどまらず、世界各地で発生している戦争と虐殺に直面して、その後の事態にどのように対処すればいいのかという問題は現在でも問われており、今後重要な問題として提起されるであろう。ドイツでは、本稿で述べるように、賠償問題は平和条約締結まで先送りされたが、個人補償については、一定の範囲で戦後のかなり早い時期から実施され、最近では強制労働補償基金が創設され、補償が実施されて現在にいたっている。本稿の課題は、第一に、ドイツ連邦共和国が第二次世界大戦後、戦後補償問題をどのように解決してきたのか、その歴史的変遷をたどり、いかなる論理で、何を対象に補償を行なったのか、そのことは何を意味していたのかを明らかにすることにある。第二の課題は、強制労働に対する補償を定めた「記憶・責任・未来」基金が戦後50年以上も経って創設されたが、とくに基金成立過程での議論を追跡することによって、それまでの戦後補償との差異を明示し、その歴史的意義を明らかにすることにある<sup>(3)</sup>。それによって、戦争と虐殺の補償はいかなる困難を包含するのか、補償達成のためには何が必要なのか、虐殺後の被害者にどのように対処すべきか、その見取り図へ向けた糸口を提示したい。

## 第一章 戦後ドイツの戦後補償——1950年代の到達点

### 〔戦後補償への動き〕

連邦共和国成立後の戦後補償への動きは、イスラエル政府が1951年3月の戦勝国への外交文書で、被迫害者の社会的復帰を西ドイツに対する包括的補償請求に基づいて行なうよう要請したことによ

(3) 本稿は2000年3月に筆者も含めた研究者・弁護士とのドイツ基金調査団の調査と筆者自身のその後の研究に基づいている。矢野久「強制労働連邦補償基金構想の挫折と『記憶・責任・未来』基金の設立」『ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査報告書』（基金調査団発行、2000年）所収。同「ドイツ『記憶・責任・未来』基金の歴史的意義」『世界』No.682（2000年12月号）、同「ドイツ「記憶・責任・未来」基金の成立とその歴史的意義」『季刊戦争責任研究』第30号（2000年12月号）、同「ドイツの戦後責任と戦後補償——強制労働基金の歴史的意義」『ドイツ研究』No.33・34（2002年）。関連文献として佐藤健生「ドイツの戦後補償立法とその実行について」ベンジャミン・B・フェレンツ著、住岡良明・凱風社編集部訳『奴隷以下——ドイツ企業の戦後責任』（凱風社、1993年）所収、栗屋憲太郎他『戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか』（朝日新聞社、1994年）、木佐芳男『＜戦争責任＞とは何か』（中央公論新社、2001年）、石田勇治『過去の克服——ヒトラー後のドイツ』（白水社、2002年）などを参照。

ってはじまった。<sup>(4)</sup>西ドイツ首相アデナウアーは51年9月の連邦議会で、ドイツ国民の集団的罪を否定する一方、ナチ犯罪に関しては、道徳的・物的補償を行なう義務が生じる犯罪であることを言明し、ユダヤ人ならびにイスラエル代表と物的な補償問題を解決する約束をした。<sup>(5)</sup>しかし、アデナウアーがイスラエル外交文書を独断で認めたことで閣僚内から批判を受け、西ドイツ政府は、52年2月までは補償の協議に向けた準備には着手しなかった。<sup>(6)</sup>

まさに1951年秋は、「人道に対する罪」を訴因とする反ナチ裁判が終了し、ドイツ刑法の謀殺罪で裁く道のみが残されることが明確になった時期であった。<sup>(7)</sup>「人道に対する罪」を承認しないことを出発点として、アデナウアーは「ナチ不正に対する補償についての道徳上の義務」に言及したのである。ナチ迫害の被害者に対する「補償」の可能性は、国際軍事裁判ならびにその後の継続裁判での「人道に対する罪」を認めることなく、なおかつ西ドイツの主権獲得と西欧化を達成するためにもきわめて重要な意味をもつものであった。

#### 〔ヴォルハイム裁判とIG ファルベン社〕

西ドイツ政府が補償問題を具体的に解決する方向へ向かうよりも先に、個別企業が補償問題に對峙せざるをえなくなった。ニュルンベルク継続裁判で、民間人、戦時捕虜、強制収容所囚人に対する奴隷化と殺害で訴えられた化学企業IG ファルベン社は、とりわけアウシュヴィッツでの強制収容所囚人労働に関し「人道に対する罪」で有罪判決を受けていた。これは刑法上の判決であり、民法上補償義務があるかどうかは未解決のままであった。そこで、アウシュヴィッツ・モノヴィッツのブーナ工場で1943年3月から2年近く強制労働を強いられた元ユダヤ人強制収容所囚人ヴォルハイムは、51年11月、裁判に訴えた。翌年1月16日に裁判が開始された。それに影響されて同年秋には1,100人が提訴し、IG ファルベン社は一連の裁判に身を投ぜざるをえない状況におかれた。53年6月、ヴォルハイムは1万マルクの損害賠償と慰謝料で勝訴したため、政治問題化するにいたった。判決直前から政府と工業界は裁判が補償立法にもたらす影響について議論していた。<sup>(8)</sup>その結果、

(4) Rudolf Huhn: "Die Wiedergutmachungsverhandlungen in Wassenaar", in: *Wiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland*, hrsg. v. Ludolf Herbst, München 1989, S.139. 占領期においては、米占領軍当局が1949年、州補償法により、自由剥奪、肉体・健康損害から死にいたるまで迫害の物的損害に対する補償を行なった。しかし住居が州内にある者に限定されたため、「国籍なき人びと」は対象外とされた。Hans-Dieter Kreikamp: "Zur Entstehung des Entschädigungsgesetzes der amerikanischen Besatzungszone", in: *Wiedergutmachung*.

(5) Ludolf Herbst: "Einleitung", in: *Wiedergutmachung*, S.24; Huhn, S.141. 石田, 128頁以下。

(6) Huhn, S.142 f.

(7) 矢野久「総括論文」松村高夫・矢野久編『虐殺の社会史』（仮題）（ミネルヴァ書房、近刊予定）所収参照。

(8) Wolfgang Benz: "Der Wollheim-Prozeß. Zwangsarbeit für I.G. Farben in Auschwitz", in: *Wiedergutmachung*, S.311 ff. フェレンツ『奴隷以下』第2章参照。

IG ファルベン社は、個別企業が責任を負う必要はないことを明確にするために、控訴した。控訴審は55年3月に開始された。企業にとって重要な点は、敗訴の場合に何人がその後対象になりうるかであった。ヴォルハイムの弁護士オルモントは4,000人以上にはならないと予測し、また、前述の工場のユダヤ人強制収容所囚人に限定すること、ニュルンベルク裁判に基づくことなく連邦補償法あるいは補償立法による請求とは無関係であるという立場を主張した。<sup>(9)</sup>

これを前提に、1956年はじめには両者は和解交渉に入った。直前の55年12月には、連邦議会で連邦補償法の第一読会が行なわれており、まさに政治的にも大きな関心をもたれていた時期であった。工業界は、強制収容所囚人や強制労働者を働かせていた工業にとって和解が非常に危険な先例になるとして反対したが、結局57年2月和解交渉が成立した。IG ファルベン社が強制労働の補償として3,000万マルク（2,700万マルクを対独ユダヤ人物的請求会議へ、300万マルクを非ユダヤ人強制労働者へ）を支払うことで合意した。その合意の条件としてはIG ファルベン社に対して今後いかなる請求もしないこと、すべての強制労働者のための連邦立法が必要というものであった。このヴォルハイム裁判は、強制収容所囚人労働力を利用したことに対する企業の共同責任を認め、企業の補償義務を確定し、金銭の支払いを行なったことで意義があるばかりでなく、企業の評判を高めたという点でも重要であった。<sup>(10)</sup>

#### 〔ルクセンブルク協定〕

国家レベルでは1952年3月、西ドイツ政府はイスラエルと交渉を開始し、ユダヤ人請求会議もこの交渉に参加し、補償の立法化へ向けて努力することで三者は一致した。しかしこの時点では、イスラエルと請求会議は西ドイツ提案（30億マルク）を少なすぎるとして拒否していた。<sup>(11)</sup>アメリカ合衆国もイスラエルと請求会議に同調したのに対し、西ドイツは消極的姿勢に終始した。一般条約（ドイツ条約）、ヨーロッパ防衛共同体条約締結予定の5月26・27日を直前に控えて、アデナウアーは、ドイツ側の提示補償金の低さで交渉が暗礁に乗り上げ、それによってドイツの主権獲得、西欧統合政策が失敗するのではないかと心配した。<sup>(12)</sup>

主権獲得との関連では、西ドイツは積極的に交渉を進め、1952年5月26日、ドイツ条約を締結し、西ドイツは、先述のアメリカ軍占領地区の補償法に基づき、連邦レベルで補償の立法措置を講じること、その際、政治的・人種的・信条あるいは世界観によって迫害された人、いわゆる「ナチ不正」による被害者を同等に扱う義務があることを承認した。<sup>(13)</sup>

---

(9) Benz, S.315 ff.

(10) Benz, S.321, 325.

(11) Herbst, S.24; Huhn, S.145, 149.

(12) Huhn, S.150 ff.

(13) Herbst, S.22.

西ドイツ側は、1952年6月、イスラエル・ユダヤ人請求会議の包括請求を共同、つまりイスラエルを通して行なうこと、イスラエルに30億マルクを12年でという提案を行なったが、主権が獲得されると西ドイツは補償協定の交渉には消極的となり、交渉は停滞した。アデナウアーは、ドイツ交戦諸国からの要求は賠償関係の最終決定まで延期するという内容の債務協定に関するロンドン交渉を優先したのである。しかし、イスラエル協定が成立しないとロンドン債務協定が危うくなるという判断から、52年9月、ルクセンブルクでの補償協定署名へと展開した。一つは、イスラエルとの包括協定（イスラエル協定）であり、50万のユダヤ人難民のイスラエル社会への統合費をイスラエルに30億マルクを支払うとし、もう一つは、ハーグ議定書で、ユダヤ人請求会議に4億5,000万マルク相当の物品と奉仕による補償を行なうというものであった。<sup>(14)</sup><sup>(15)</sup>ここで着目すべき点は、この協定が過去への補償に対する西ドイツ政府の義務意識から成立したものではなく、ロンドン債務協定を締結させようとする西ドイツ政府の政治的意図から発したものであった<sup>(16)</sup>ということである。

イスラエル協定が締結されたことで、1953年2月「ロンドン債務協定」も締結される運びとなった。第5条で、「ドイツと戦争状態にあった、あるいはドイツによって占領された諸国から、また、こうした諸国の国民からなされた、第二次世界大戦から起因する請求に関する調査は、賠償問題の最終的規定まで見合わされる」とされた。平和条約は締結されなかったため、結果的に調査は行なわれなかったが、この条文を根拠に、西ドイツはその後の補償要求を拒否するのである。<sup>(17)</sup>

こうした経過のもとに、西ドイツは、1953年9月、「ナチ迫害被害者のための連邦補償法」、さらに56年6月29日、「ナチ迫害被害者のための連邦補償法」<sup>(18)</sup>を制定した。

#### 〔連邦補償法〕

連邦補償法は、ナチスによる迫害一般を「不正」と見なし、それに対して、「補償」を行なうことを後継国家である連邦共和国の責任として認めている。補償法の第一の特徴は属地主義（原則）である。第二の特徴は、補償対象が人種的・宗教的・世界観の迫害、政治的敵対、人間の尊厳の虐待に対する個人的抵抗の場合に限定されていた点にある。第三の特徴は、迫害と健康の損害の間に存する因果関係の蓋然性を被害者側が証明しなければならなかった点、第四に、申請時期が限定されていた点である。<sup>(19)</sup>

第一の属地原則から、1952年末に住居が連邦共和国（ないし西ベルリン）にあった者だけが補償

(14) Huhn, S.154 f.

(15) Herbst, S.24 f.

(16) Huhn, S.159 f.

(17) Ulrich Herbert: "Nicht entschädigungsfähig? Die Wiedergutmachungsansprüche der Ausländer", in: *Wiedergutmachung*, S.279.

(18) 佐藤論文参照。

を受ける権利をもった。すなわち、ドイツに居住していないナチ不法の被害者、東欧諸国ならびに西欧諸国出身の被害者は同じ迫害を受けても連邦補償法の補償対象とはならなかったのである。その意味で、戦後補償は「インサイダー」(Herbst)<sup>(20)</sup>のためのものであった。

第二の迫害行為の限定は、いくつかの問題を内包していた。補償法は、生命・健康・職業上の活動・一定の財産などは補償の対象としたが、共産党員は政治的な理由による被被害者に含まれず、シンティ・ロマは人種的な迫害に相当しないとされ、両者とも補償対象から排除された。またその他強制労働者、国防兵役拒否者、ホモセクシュアル、「反社会的分子」、強制的不妊・断種の被害者も補償の対象から排除されたままであった。<sup>(21)</sup>

総じて連邦補償法は長期的な構想に立脚したものではなかった。<sup>(22)</sup>それは、西ドイツ政府にとっては、ドイツの主権を獲得し、西欧化の道を歩み、ロンドン債務協定でのドイツに有利な賠償問題の先送りを達成するために必要なぎりぎりの戦後補償の問題解決という政治的戦略的なものであった。

#### 〔企業による補償〕

企業による補償に関しては、先述したIG ファルベン社に続き、ユダヤ人請求会議がクルップ社を相手に交渉し、1959年12月、補償協定を締結することに成功した。強制収容所の生き残りで、クルップ社の工場で強制労働させられ、かつユダヤ教会に所属している人だけが補償の対象となった。「国際アウシュヴィッツ委員会」はIG ファルベン社の場合と同様、ここでも交渉に関与しようとしたが、クルップ社もこの委員会を交渉の相手とせず、ユダヤ人請求会議も同様に交渉へのこの委員会の参画を拒否した。<sup>(23)</sup>

IG ファルベン社やクルップ社など個別企業との補償協定の意義を考察する上で、ユダヤ人請求

---

(19) Herbst, S.26; Walter Schwarz: “Die Wiedergutmachung nationalsozialistischen Unrechts durch die Bundesrepublik Deutschland. Ein Überblick”, in: *Wiedergutmachung*, S.41 f., 44, 50 f.; Karl Heßdörfer: “Die Entschädigungspraxis im Spannungsfeld von Gesetz, Justiz und NS-Opfern”, in: *Wiedergutmachung*, S.239. こうした法制度上の問題以外に、補償行政が問題点として挙げられる。当初は補償行政当局の人員は自ら被害者が多かったが、被害者の割合は低下し、官僚が中心となった。しかも、個々の州で補償行政の統括部署が異なり、統一的な補償行政は不可能であった。Heßdörfer, S.232, 234, 237.

(20) Herbst, S.15.

(21) Heßdörfer, S.244 ff.; Herbst, S.29; Herbert Küpper: “Die neuere Rechtsprechung in Sachen NS-Zwangsarbeit”, in: *Kritische Justiz*, 31. Jg./H 2, 1998, S.247. シンティ・ロマは、1963年の最高裁の判決で人種的理由による迫害と認定されたため、65年の「補償法終結法」において、補償の権利を付与されることになった。またこの「終結法」は補償請求期限を69年末まで延期した。総計440万の請求申請が提出され、150万人に補償された。Heßdörfer, S.235, 247; Schwarz, S.54.

(22) Schwarz, S.33.

(23) Hermann Langbein: “Entschädigung für KZ-Häftlinge? Ein Erfahrungsbericht”, in: *Wiedergutmachung*, S.329.



会議の問題点を指摘しておくべきであろう。というのも、人種的理由でアウシュヴィッツ強制収容所に収容されたユダヤ人のみが優先されて、政治的理由あるいは国籍による被害者、アウシュヴィッツ強制収容所の上記以外の補助収容所に収容された人びと、収容所における医学実験の被害者が和解交渉の対象ではなかったからである。こうした人びとの救済のために、国際アウシュヴィッツ委員会<sup>(24)</sup>は交渉に参画しようとしたが、成果がえられなかったのである。

以上の例は、個別企業が強制収容所囚人で個別企業に強制労働させられたユダヤ人の生き残りに対して補償<sup>(25)</sup>したことを示しているが、その一方で、ユダヤ人以外の強制収容所囚人や国籍を理由とした被害者などは対象としなかったということ、しかも、これらの人びとの補償を交渉の対象としようとした運動体が企業ならびにユダヤ人請求会議によって排除されたということを示している。

強制労働させられた民間外国人も強制収容所の外国人囚人も戦後補償ではその対象から排除されていた状況下で、ポーランド人の元強制収容所囚人が未払い賃金を求めて、IG フェルベン社を提訴した。それに対し連邦最高裁判所は1963年2月、強制労働に対する補償はロンドン債務協定の賠償の一部であると見なし、また、労働配置、作業中の監視、規律化の点では企業には責任はないという判決を下した。先のIG フェルベン社の和解協定を除き、非ユダヤ人の強制収容所囚人、民間人・戦時捕虜の強制労働者は補償から排除されたままであり、ユダヤ人請求会議だけが、政治的圧力により、大企業から包括的、かつ自由意志により、法的義務なしに、ユダヤ人の強制収容所囚人<sup>(26)</sup>に対し補償を獲得することに成功した。

こうした一連の企業の補償の論理は、ユダヤ人強制収容所囚人を強制労働させたことに限定して補償を行ない、企業の法的責任を認めず、あくまで自由意志で補償し、かつこれで補償は終了し、今後はいっさい問題にしないというものであった。

その後1960年代後半、70年代においても東欧・西欧諸国の被害者は個人的請求を個別企業に要求し、提訴していた。西ドイツ企業は連邦政府と同様、第二次世界大戦から生じる要求についてはその調査も平和条約締結まで行なわないというロンドン債務協定を根拠に非ドイツ人の請求を拒否した。とりわけ強制労働に基づく請求は国家間の賠償問題であるという理由で、個人的な訴えを拒否

---

(24) Langbein, S.327.

(25) 迫害の理由を限定する補償法において、その狭間で無視された存在の一つは「国籍なき人びと」であり、補償問題が凝縮して現れた。この「国籍なき人びと」は終戦時に13万人にいたが、補償の対象になるナチ不法概念は、人種的・政治的・世界観的あるいは宗教的理由によるものに限定されていた。政治的理由は外国人には適用されず、また人種的理由はスラヴ系には適用されなかった。ポーランドヤソ連に対する政策は戦争と占領支配の随伴現象であり、特殊な不法ではないとされ、「国籍の理由」による迫害は対象外とされた。こうした諸国からの強制労働者は労働力不足を理由とし、また抵抗運動家は占領権力の軍事的安全に対する攻撃により迫害されたという理由で、補償対象には該当しないとされたのである。Herbert, S.292 ff., 297 f. 1965年連邦補償法終結法で、53年10月1日以後東欧を去った人、国籍を理由に迫害された人も補償対象とし、69年末を申請期限とすることで、これ以後は請求権はないものとした。

(27)  
した。

〔西欧・東欧諸国への対応〕

連邦補償法の属地原則は、東欧諸国のみならず、西欧諸国出身者をも連邦補償法から排除するものであった。1956年6月には西欧諸国から補償の請求が出されるようになり、57年には連邦政府は、連邦補償法でいうナチ被迫害者に限定して補償を考えはじめた。その結果、「典型的ナチ被迫害者」を対象に、11の西欧諸国と「包括的補償協定」を締結し、合計8億7,600万マルクを（そのうちフランスへ4億マルク）を支払うこととなった<sup>(28)</sup>。

一方、ドイツに居住していなかった東欧諸国民の場合はどうであろうか？ 東欧諸国ではポーランドが戦後補償においても積極的な発言をしていた。1965年にポーランドは国連人権委員会に強制労働補償問題を提起し、69年には、健康被害者、強制収容所囚人、強制連行・強制労働、戦時捕虜の奴隷労働などについて個人的補償要求を行なっている。72年9月、ポーランドは強制収容所囚人、強制労働の被害者に対し補償を要求した。こうした経緯を経て、西ドイツ政府は法的にはポーランドの要求を承認せずに、10億マルクの経済借款をポーランドに提供するという経済的援助で、間接的補償を行なうこととなった<sup>(29)</sup>。

こうして、西欧諸国に対して8億7,600万マルクが、ポーランドに対して10億マルクの借款が支払われた。ドイツ人のナチ被害者と比較すると非常に少ないだけでなく、ポーランドやソ連の強制労働者や強制収容所囚人など、外国人の個人的補償請求権は拒否されたままであった。当時の西ドイツでは彼らに対する不正意識が存在せず、むしろ、連合国による空爆、東部地域からのドイツ人

---

(26) Cornelius Pawlita: “Verfolgungsbedingte Zwangsarbeit im Nationalsozialismus”, in: *Arbeit und Recht*, 47. Jg./Heft 11, 1999, S.430; Wolf Klimpe-Auerbach: “Deutsche Zivil- und Arbeitsgerichtsbarkeit und NS-Zwangsarbeit”, in: *Stiften gehen. NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte*, hrsg.v. Ulrike Winkler, Köln 2000, S.206; Herbert, S.275, 282 f. ハンガリー事件を契機に、国際アウシュヴィッツ委員会の事務所はウィーンからワルシャワへ移り、これまでの代表ラングバインも1961年全権を放棄した。東欧諸国を除く抵抗者組織はラングバインを支持し、63年1月フランクフルトで国際収容所委員会を結成した。この組織は、国籍、迫害の理由、時点など被被害者の集団間の差異を越えた補償立法を要求する運動を展開したが、国際アウシュヴィッツ委員会は機能不全に陥った。個別の強制収容所の生き残りが個別に企業を相手に要求し、それを国際収容所委員会が支援するという形で細々とした運動を行なったが、影響力はなかった。西ドイツ政府が企業側で行動したばかりでなく、航空機企業ハインケルに対するドイツ人強制収容所囚人の提訴では、連邦最高裁判所は67年、時効を理由に提訴を棄却したことで勢いをつけたドイツ企業は、ユダヤ人請求会議と交渉し、ユダヤ教に属さない強制収容所の生き残りを排除する形で、補償協定を締結していった。Langbein, S.330 ff.

(27) Langbein, S.334 ff.; Klimpe-Auerbach, S.207; Küpper, S.248 f.

(28) Herbert, S.284 ff.

(29) Herbert, S.287 ff. しかし年金との関連で、数百万の強制収容所囚人や強制労働者はその賃金喪失の補償に対する個人的請求権を放棄することを意味した。

の引揚げや逃亡という事態によって、「ナチ不正」は相殺されたという認識が存在していた。<sup>(30)</sup>

## 第二章 苛酷緩和措置と統一ドイツ——1980年代以後の変化

1970年代後半以後、保守主義的歴史学のみならず、それに対する批判的な社会科学的歴史学（＝「社会構造史」）をも批判の対象とした新しい歴史研究が登場した。これは、被害者の視点からの歴史研究、日常生活レベルでの人びとの経験を重視し、そこから歴史を再構成する日常史研究として徐々に定着していった。こうした歴史研究の動向と連動して、補償問題も新たな局面を迎えることとなった。歴史研究としての成果は80年代半ばになってから発表され、その広範な政治的影響もそれ以後であったとはいえ、すでに研究そのものは開始されていたことに留意する必要がある。

### 〔苛酷緩和措置〕

1980年には、ユダヤ人被害者の苛酷な事例に対して補償がなされ、また81年、「強制的断種」<sup>(31)</sup>の被害者や非ユダヤ人被害者（シンティ・ロマ）へも苛酷な状態に対する補償給付がなされたが、外国人強制労働者は、戦争による労働力不足から労働動員されたという理由から、特別な理由に該当せず、依然として対象外とされたままであった。

1980年代後半に入って、86年、フリック株のドイツ銀行への売却に際し、子会社でのユダヤ人強制労働につき、ユダヤ人請求会議への支払いがなされ、欧州議会が「ドイツ企業のかつての奴隷労働者のための補償給付」<sup>(32)</sup>に関して決議を行ない、緑の党が連邦議会に再度、強制労働者のための基金設立法案を提出した。<sup>(33)</sup>翌87年12月、補償の最終的終結法が採決された。これは、連邦補償法を基本として、「苛酷緩和規則」によって救済措置を講ずるものであった。申請期限を過ぎた人、強制断種・不妊手術を受け、なおかつ「持続して」健康上問題のある人、安楽死犠牲者の遺族、ホモセクシュアル、反社会的分子などにも一時金を支払うこととなった。<sup>(34)</sup>運動体の存在が西ドイツにおける補償の拡大をもたらしたのであって、決して西ドイツ政府自らの自主的な行為の結果ではなかつ

---

(30) Herbert, S.291.

(31) 広渡清吾「ドイツにおける戦後責任と戦後補償」『戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか』（朝日選書，1994年），200頁以下。

(32) Karl Brozik: “Die Entschädigung von nationalsozialistischer Zwangsarbeit durch deutsche Firmen”, in: *Entschädigung für NS-Zwangsarbeit*, hrsg.v Klaus Barwig/Günter Saathoff/Nicole Weyde, Baden-Baden 1998, S. 45.

(33) Günter Saathoff: “Die politischen Auseinandersetzungen über die Entschädigung von NS-Zwangsarbeit im Deutschen Bundestag — politische und rechtlicher Aspekte —”, in: *Entschädigung für NS-Zwangsarbeit*, S.55.

(34) Heßdörfer, S.248. 広渡，201頁以下。仲正昌樹『「連邦補償法」から『補償財団』へ——ドイツの戦後補償の法的枠組みの変化をめぐって』『金沢法学』第43巻第3号（2001年），105頁以下。

た。西ドイツの戦後補償はヘルベルトが指摘するように、「国際的な名声獲得の手段」として補償をとらえる西ドイツ政府の政治的態度と、外国人のナチ被害者には「沈黙ないし無関心の態度」をとった世論との産物であったのである。<sup>(35)</sup>

企業レベルでも、ダイムラー・ベンツ社は1988年、2,000万マルクをナチ被害者、特に外国人労働者、強制収容所囚人、戦時捕虜の援助を目的として、その半分をユダヤ人請求会議に、残り半分をドイツ赤十字社とベルギー・フランス・オランダの赤十字社などに支払った。ユダヤ人に限定するというこれまでの枠を超えるものであった。<sup>(36)</sup>

#### 〔統一ドイツ〕

残された問題は特に強制労働者の問題である。ナチスの不正ではなく戦争と占領支配による被害は「補償」ではなく「賠償」問題とみなされた。ロンドン債務協定で、「賠償問題の最終的規定」すなわち平和条約締結まで賠償の調査自体も延期されたという歴史的事情が大きな役割を果たした。しかしこのロンドン債務協定は東欧諸国とは締結されなかったため、東欧諸国の国民はあくまで無視された状態が続くことになった。ドイツ統一後にはじめて、強制労働者の問題はドイツと東欧諸国との間の二国間で解決するという方向で進んでいったのである。

ドイツ統一後の1990年9月、東西ドイツと旧連合四カ国が「ドイツ問題の最終解決に関する条約」(いわゆる「2プラス4条約」)を調印し、旧連合国はドイツに対するすべての権利と責任を最終的に消滅させたが、ロンドン債務条約で先送りされた賠償問題については触れていない。そこで英、仏、オランダ、ギリシャ、セルビアなどが改めて賠償を請求したが、ドイツは「解決済み」という態度で臨んだため、対立が生じた。<sup>(37)</sup>しかしドイツは、一方で、連邦補償法の「属地主義」を理由に補償の対象とはならなかった東欧諸国のナチ不正の被害者に対して、当該国との間で「和解基金」を設立していった。91年10月のドイツ＝ポーランド和解基金をはじめとして、ドイツ＝ベラルーシ和解基金、ドイツ＝ウクライナ和解基金、ドイツ＝ロシア和解基金の設立が相次いだ。ドイツ・ポーランド和解基金では、60万人が対象とされたが、一人当たり1,000マルク以下にすぎず、旧ソ連の諸国にはさらにそれを下回る額であった。<sup>(38)</sup>

したがって、統一ドイツ樹立によって戦後補償の根本的変化が生じたのではなかったといえる。特殊ナチ犯罪の被害者、しかもドイツ・ユダヤ人、西欧ユダヤ人の被害者に限定する方針は堅持されていたのである。1970年代後半以後の被害者の補償要求運動の拡大、被害者の視点からの歴史研究の進展があったが、90年代後半になってようやく変化がみえはじめた。しかしさらに残された最

---

(35) Herbert, S.302.

(36) Langbein, S.338.

(37) Pawlita, S.433.

(38) Pawlita, S.428 f.

大の問題は、ドイツへ連行された民間人と戦時捕虜の強制労働者は、最初から補償規則からは排除されていたということにあった。たとえ強制収容所に収容されたとしても彼らは補償対象からは排除されていたのである。<sup>(39)</sup> 政府と企業が一体となって、強制労働者はナチ不正の被害者ではないという論理を貫徹することに力を注いでいたからである。

### 第三章 強制労働被害者の提訴と政権交代・経済界の対応——1990年代後半の状況

#### 〔強制労働被害者の提訴〕

こうした事態に対し、政治レベルでは、1994年2月24日、連邦議会が、強制労働を強いたドイツ企業に対し歴史的な義務を果たすよう連邦政府が求めることを要求した。しかし、連邦政府は実質的にそれを拒否した。一方、強制労働の被害者は裁判に訴えるという道をとった。ユダヤ人強制収容所強制労働者の二つのグループが、強制収容所強制労働を請求対象として、ボンとブレーメンで提訴に踏み切っている。裁判の過程で、連邦憲法裁判所は96年5月13日、強制労働者が企業を直接提訴することの可能性を示した。<sup>(40)</sup> この判断によって、ロンドン債務協定・平和条約の問題とは独立して、強制労働による被害に対して個人的補償請求の可能性が開かれた。ボンとブレーメンの両地方裁判所は、請求権を認めたものの、国家間においてのみ認めたもので、個人レベルでは請求権はないという判決を下した。ただし一人の原告についてだけは、賠償と補償とは異なるとして、未払い賃金への個人的請求権を認めている<sup>(41)</sup>（97年のボン地方裁判所）。

#### 〔「ナチ強制労働のための補償」連邦基金〕

1996年秋、アメリカ合衆国で最初の集団訴訟がスイスの銀行に対して起こされ、それ以後、アメリカではナチスへの関心が高まっていた。97年11月、90年連合・緑の党は、「ナチ強制労働補償」連邦基金の設立法案を連邦議会に提出し、連邦議会での政治的解決を呼びかけた。ドイツ企業も参加する連邦基金の設立を訴えたのである。<sup>(42)</sup>

この「ナチ強制労働補償」連邦基金法案は、ナチ強制労働（「強制労働そのもの」）による未払い賃金の補償、ひどい扱い・殴打・栄養失調など強制労働の諸条件に対する補償の二つからなる。これは、これまでドイツの補償立法によって補償されなかったものに対する補償を意味する。基金は

(39) Pawlita, S.428.

(40) Beschluß des Bundesverfassungsgerichts vom 13. Juni 1996, in: *Entschädigung für NS-Zwangsarbeit*, S.221 ff.

(41) Klimpe-Auerbach, S.208; Küpper, S.249; Pawlita, S.433.

(42) Deutscher Bundestag — 13. Wahlperiode, Drucksache 13/8956, in: *Entschädigung für NS-Zwangsarbeit*, S.307ff.

したがって、自由（拘束）・健康・生命あるいは職業的成功への損害には給付されないものとされた。ナチ強制労働の諸条件は異なるという理由から、農業での強制労働はより給付を低く、ドイツ工業での強制労働は給付を上げ、強制収容所での強制労働は最高額にするという形で、給付の段階づけを行なうものとしている。<sup>(43)</sup>

拠出額は、1998年に連邦予算から1億マルク、その翌年からは申請に応じて必要な額を提供し、受益企業も同じ額を拠出するものとされた。強制労働の場合は最低1年、拘禁の場合は最低6ヶ月が受給資格とみなされた。5,000マルクの一回限りの支払いは、ドイツと西欧諸国在住のかつての強制労働者に対してであり、賃金未払いと補償法で補償されない強制労働による損害のための総額である。強制収容所の場合には1万マルク、農業の場合には500マルクから1,000マルクとされた。東欧の強制労働者には、それぞれの国の生計費に照らした支給基準をつくるものとされ、したがって受給額は減少することを意味した。<sup>(44)</sup> この90年連合・緑の党の補償構想では、ドイツ企業への法的安定性はまったく触れられていない点は留意に値する。

#### 〔アメリカでの提訴〕

しかし、こうしたドイツ国内の政治的な動きよりも、実際の訴訟の方がはるかに政治的に重要な役割を果たした。1997年夏、「ナチ被害者の情報・助言連邦協会」とアメリカの弁護士が話し合い、フォード社に対し集団訴訟を提起することを決め、翌年3月、アメリカのニュージャージー州で、ケルンのフォード社とミシガン州のフォード本社に対して提訴した。ダイムラー社やフォルクス・ヴァーゲン社は、ナチ強制労働補償問題は、個人補償では政治的・道義的解決にはいたらないと考えた。98年夏には、フォルクス・ヴァーゲン社は強制労働者に1万マルクの補償を提供することを決定した。また8月12日には、96年以来続いていたスイスの二つの銀行に対する訴訟が和解に持ち込まれたことも重要な意味をもった。両銀行は、12億5,000万ドルを支払い、ニューヨーク地裁の決定に先んじる用意のあることを声明したのである。社会民主党の首相候補シュレーダーは同年9月の連邦議会総選挙前にアメリカ合衆国を訪問し、補償基金を設立することを約束したこともその後の展開に大きな意味をもったといえよう。<sup>(45)</sup>

#### 〔革新政権の誕生〕

連邦議会選挙の結果、社会民主党と90年連合・緑の党の連立政権が発足したときには、すでに12以上のドイツ企業がアメリカ合衆国の裁判所に訴えられていた。連立樹立の合意事項の一つがナチ

(43) Ibid., S.309.

(44) Ibid., S.310, 316.

(45) Lothar Evers: "Verhandlungen konnte man das eigentlich nicht nennen ...", in: *Stiften gehen*, S. 223 ff.

強制労働に対する補償であった。「新連邦政府は〈忘却された被害者〉のための〈ナチ不正の補償〉連邦基金を、ドイツ工業の参加のもとで〈ナチ強制労働補償〉連邦基金を設立させる」ことを連立構想として合意した。1998年11月10日、シュレーダー首相は連邦議会での政府声明で、ドイツ企業も参加する「ナチ強制労働補償」連邦基金を設立することを表明し、提訴された企業に補償基金設立に動くよう要請した。<sup>(46)</sup>

一方被害者代表組織の側は、裁判訴訟を通して、損害賠償を獲得する道を歩みつつ、先の連立合意による連邦基金構想の実現をはかろうとしていたが、強制労働の被害者は判決を待つには高齢にすぎること、訴えることのできる企業が限られ、多くの強制労働の被害者が補償対象から排除されること、こうした理由から、裁判を放棄して基金による補償という政治的解決を求めた。ドイツ企業も参加する連邦基金という形態での問題の政治的解決が重要かつ不可欠であるとみなしたのである。<sup>(47)</sup>

#### 〔ドイツ経済の基金イニシアティブ〕

しかしこの連邦基金構想はドイツ企業のそれとは異なるものであった。1999年2月16日、12のドイツ企業は協議し、特にアメリカでの集団訴訟に対処し、ドイツとドイツ経済に反対するキャンペーンを断ち切るために、「ドイツ経済の基金イニシアティブ〈記憶・責任・未来〉」の創設に合意した。この基金は、「国家の補償政策の直接的な社会的補完」という性格をもつものとされた。つまり、これは、ドイツ連邦政府がこのイニシアティブと並行して、特に農業と自治体での強制労働者に対し人道的給付のための連邦基金を設立するということを前提としている。当初は、二つの基金が設立されることを想定していたのである。<sup>(48)</sup>

ドイツ経済の基金イニシアティブの認識を以下5点にまとめておこう。<sup>(49)</sup>

第一に、「ナチスの迫害行為と強制労働は、ナチ国家を出発点とした」という認識である。ドイツ企業は、とくに戦争経済という条件下で、ナチ「政権によって引き起こされた不正」に「東ねら

---

(46) Lothar Evers: “Ablass zu Ausverkaufspreisen”, in: *Frankfurter Rundschau* vom 16.11.1999; Ulla Jelpke/Rüdiger Lötzer: “Geblieden ist der Skandal — ein Gesetz zum Schutz der deutschen Wirtschaft”, in: *Stiften gehen*, S.238.

(47) Lothar Evers: NS-Sklavenarbeit. Fakten — Bewertung — Strategie. Ein Thesenpapier, am 10. September 1998.

(48) Allianz AG, BASF AG, Bayer AG, BMW AG, Daimler Chrysler AG, Deutsche Bank AG, Degussa-Hüls AG, Dresdner Bank AG, Friedr. Krupp AG Hoesch-Krupp, Hoechst AG, Siemens AG und Volkswagen AG.

(49) 注3の矢野論文参照。Jelpke/Lötzer, S.239.

(50) Präambel der Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft in der Auffassung Ende Juni 2000; Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft “Erinnerung, Verantwortung und Zukunft”. Einführung von Dr. Amnfred Gentz. Vom 10. Juni 1999.

れ」た、と主張する。「ナチ経済体制と戦争経済へ束ねられることによって、ドイツ企業は不正と絡み合わされ」、したがって、ドイツ企業の責任は法的な義務ではなく、「不正な政体に絡み合わされ、不正に協力したという意識」に基づいている。

第二に、法的側面は、ドイツ帝国の法的後継者としてのドイツ連邦共和国によって取り上げられるべきであるという認識であり、それゆえ、「強制労働、ナチ時代の迫害行為ゆえの損害に関するドイツ企業に対する法的請求権は存在しない」ということである。

しかし第三に、ドイツ企業は、「強制労働がとくに苛酷な条件下でなされなければならなかったか、あるいは、人種的理由からナチ政権によって迫害された人びとの排斥に企業が協力したところで」の「道徳的責任」を認めている。

第四に、企業が戦争経済に束ねられていたかどうかに関わりなく、基金はドイツ企業の「自由意志のイニシアティブ」である。それは「和解の証」「未来に向けられた人道的な援助」を行なう証であるという認識である。

第五に、この基金創設の「必要不可欠の前提」として、企業に「包括的で持続的な法的安定性」が与えられること、すなわち、提訴されない保証を挙げている。

以上の基金イニシアティブの構想をみると、強制労働犠牲者の生存者に対する謝罪は行なっていないこと、強制労働に対するドイツ企業の法的責任は認めていないこと、したがって、損害賠償を行なう意図はないということ、むしろ重点は、生存者の法的請求権を否定し、当該企業の道徳的責任だけを認め、企業の法的安定性を確保することにあったということ、さらに、自由意志による、未来への人道的援助だとして、基金設立のイニシアティブをとろうとしたことが明らかとなる。

こうした認識に基づいた企業イニシアティブの基金は二つの「均等な部分」から構成されている。第一に、かつての強制労働者と他のナチ被害者のための「人道的な基金」であり、第二に、起った不正を想起し、同時に、不正が二度と起ってはならないという警告として、青少年交流と民族理解のプロジェクトを促進するための「未来基金」<sup>(51)</sup>である。

ただし補償給付に関しては、ナチ被害者でも「現在、経済的困窮にある者」個人に対し、「迅速に、非官僚的かつ有効に援助を行なう」というものであった点は重要である。<sup>(52)</sup> それゆえ支払いは「申請者のそれぞれの居住地での今日の平均年金」<sup>(53)</sup>に応じてなされるというものであった。

---

(51) Gemeinsame Erklärung vom 16.2.1999.; Stiftungsinitiative vom 10. Juni 1999.

(52) Ibid.

(53) Presse-Infos der Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft vom 10.6.1999.



#### 第四章 補償基金法への道——交渉の論点

1999年夏以後は交渉の行方を決める上で決定的に重要な局面を意味した。シュレーダー首相は連邦元蔵相ラムスドルフを政府代理人に任命した。前任者ホムバッハと異なりラムスドルフはアメリカ政府代表（財務次官）アイゼンスタート、企業、被害者団体、歴史家と精力的に交渉した。ドイツ工業側はもともと強制労働被害の生存者と交渉をするつもりはなかったが、強制労働の被害生存者と彼らの組織と、実際に交渉を行なうようになり、当初の構想を修正するようになった。ユダヤ人組織、中・東欧の政府代表団、アメリカの弁護士が1票をもって交渉テーブルにつくこととなった。<sup>(54)</sup>

しかし基金創設にはまだいくつかの問題を解決しなければならなかった。論点を整理すると以下のようになる。

一つは、ドイツ経済の基金イニシアティブ側からの基金と、ナチ強制労働補償連邦基金の二つが同時並行的に存在することになるかどうかであった。この問題は、1999年10月6日、7日の交渉で明確化され、強制労働者は、二つの異なる基金に請求申請する必要がなくなることがはっきりした。しかし、公法上の統一的基金設立へ合意できるかどうかは、すべての生き残った強制労働者のための公正な補償ができるのかどうかにかかっていた。ドイツ経済の基金イニシアティブでは、ドイツの企業は強制労働者のすべての「訴訟を終わらせる」ことを要求しているのに対し、補償の面では、基金イニシアティブは対象を制限して補償給付を与えるという構想をもっていたからである。

第二は、補償対象に関する問題である。カテゴリー A は、連邦補償法第42条第2項の意味での強制収容所だけを拘禁場所とみなし、補償対象にしている。ゲッターその他の拘禁場所の被収容者は、そこでの収容条件が強制収容所と比較可能であること、最低2ヶ月の拘禁とそれぞれの収容所での連続的な労働強制を証明しなければならないという問題である。これは資料状況からしてほとんど不可能である。具体的には、ゲシュタポ・企業・自治体などの利害から設立された「労働矯正収容所」の目的は、強制労働者の労働能力と規律の低下を処罰することにあつた。強制収容所と異なり、「労働矯正収容所」で規律化された囚人は、みせしめとして経営にもどるべき存在であつた。この「労働矯正収容所」での収容がこのカテゴリー A に含まれていないという問題があつた。それゆえ被害者代表組織は、カテゴリー A は、持続的な軽蔑・死の危険・飢餓・非人間化にさらされていたため、強制収容所・ゲッター・労働矯正収容所のすべての被収容者を包括すべきであり、労働への強制は一般的なものと認めるべきであり、個別の疎明は必要がないと主張している。<sup>(55)</sup>

---

(54) Lothar Evers: Kampagne Gerechtigkeit für die Überlebenden der NS Zwangsarbeit. Zwischenbilanz 20. August 1999.

第三に、カテゴリー B (強制労働者) にかかわる問題である。A に入らない強制労働者は、戦争前の1937年時点の国境内に強制連行され、少なくとも2ヶ月労働を強制され、強制労働の間ならびにそれ以外で拘禁条件に服された場合にのみ、給付を受けることができるとされた。37年国境ではなくむしろ大ドイツ帝国の国境が、ナチ強制労働の領域的境界の基準になるべきではないのかという問題である。また、拘禁という基準も問題であった。労働の間ならびに労働外の拘禁と監視を証明することは資料上不可能であるということだけではなく、拘禁しなくとも同じ効果をもたらすことが可能であったからである。さらにこのカテゴリーでは、現在もはやドイツの所有ではない企業の強制労働者を排除している。企業所有者の変更によって補償対象から排除するということは、現在の多国籍企業になっている企業での強制労働生存者は排除されることになるという問題をはらん(56)でいる。

第四は、カテゴリー A と B 以外で、ナチスの不正行為で健康・自由損害を受け、今日でも損害によって健康上困っている人に給付を与えるということも交渉過程で問題とされた。50年以上も経過して、健康損害の因果的な原因を証明することは生存者にはほとんど不可能であった。強制収容所での薬品工業の委託による似非医学的実験、かつての女性強制労働者の強制墮胎と子供の殺害も(57)基金構想では忘れられていた。

第五に、カテゴリーとの関連で補償額も問題とされた。被害者代表組織によれば、ドイツ企業は、強制労働者一人当たり年平均、今日の貨幣で1万5,000マルクの賃金コストを節約した。(58)したがって、カテゴリー B に対する給付最大限度額が低すぎることが問題とされ、カテゴリー A は1万5,000マルクを上限、B は7,500マルクを上限、最後のカテゴリー C は2,500マルクを上限にするよう(59)提案された。

第六は、交渉参加組織にかかわる問題である。連邦基金設立の交渉には、生存者とその組織も参

---

(55) Hans Frankenthal/Lothar Evers: Für eine gerechte Entschädigung aller NS-Zwangsarbeiterinnen und Zwangsarbeiter. Anmerkungen zur geplanten "Bundesstiftung 'Entschädigung für NS-Zwangsarbeit'", Oktober 1999. 解決方法として、このカテゴリーに、強制収容所・ゲッター・労働矯正収容所での拘禁をその期間に関係なく含め、個々の労働証明は不要とすることなどが考えられる。Lothar Evers: Sicherer Lebensabend für die Opfer statt Schlußstrich im Interesse der Industrie. Anmerkungen zum Entwurf eines Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft", vom 13.12.1999; Lothar Evers: Sicherer Lebensabend für die Überlebenden statt Schlußstrich im Interesse der Unternehmen. Anmerkungen zum Entwurf eines Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung, Zukunft", vom Januar 2000.

(56) Frankenthal/Evers. 中・東欧出身の強制労働者はすべて受給資格を認めることが重要となる。Evers: Sicherer Lebensabend, vom 13.12.1999.

(57) Ibid.

(58) Evers: "Abläss zu Ausverkaufspreisen".

(59) Evers: Sicherer Lebensabend, vom Januar 2000.

加していたが、中・東欧政府とイスラエルとならんでユダヤ人の非政府組織だけが交渉に参加していた。西欧諸国出身で強制収容所・労働矯正収容所の非ユダヤ人生存者、1945年以後、母国（とくに共産主義国）に帰らなかった非ユダヤ人生存者は交渉から排除されていた。したがって10万人以上の生存者が交渉に組入れられていないという問題があった。<sup>(60)</sup>

第七は、補償基金の目標にかかわる問題、すなわち、保険損害に対する補償ならびにドイツの銀行が「アーリア化」によって獲得した利得に対する補償を、強制労働のための基金交渉に組入れることそれ自体の問題である。ドイツ経済の基金イニシアティブはまさにこの組入れを当初から一つの対象にしていた。被害者団体は、保険損害ならびにアーリア化利得の補償は強制労働補償とは異なるものであり、強制労働補償交渉からは排除すべきであると強調していた。<sup>(61)</sup>

第八は、法律制定後6ヶ月で申請期限というのは短すぎはしないかという問題である。農村に住む被害者には情報がそんなに簡単には伝わらないため、18ヶ月を被害者団体は要求している。<sup>(62)</sup>

最後は、「記憶・責任・未来」基金が補償対象を制限し、少なからぬ生存者を補償対象から排除しているのに対し、強制労働被害者の生存者から法的に訴える手段を奪うという問題であった。「ナチ被害者の情報・助言連邦協会」のエーファースが強調するように、生存者は自分たちが単なる「請願者と施し受給者」とみなされていると感じ、生存者に対する「侮辱」を意味する可能性があった。<sup>(63)</sup>

当時、アメリカでの集団訴訟とならんで、ドイツで5,000以上の訴訟が行なわれていた。二つの地方労働裁判所（ニーダーザクセンとバイエルン）は労働裁判所への訴訟の道を認めうる判決をした。裁判所での和解では、1万マルクから1万5,000マルクが強制労働被害の生存者に支払われた。<sup>(64)</sup> ドイツ企業はこうした状況に直面して、将来も含めて訴えられないよう「法的終結（legal closure）」を確保することを前提に、基金の設立によって金銭的援助を行なおうとした。アメリカの裁判所に対し訴訟を棄却するよう求めるアメリカ政府の「意見書」はその保証とみなされた。ドイツの基金構想はこれを超えて、ナチスの不正行為から生ずる請求権をすべて排除する意図をもつものであった。基金は「ドイツ企業の責任と罪についての議論を積極的に終了させる」ことを目的とするもので、訴追された企業に対し法的安定性を与えるばかりでなく、基金に参加しているかどうかにかかわらず、ドイツ企業をあらゆる損害賠償請求から解放するものであった。<sup>(65)</sup>

---

(60) Ibid. Evers: Sicherer Lebensabend, vom 13.12.1999.

(61) Frankenthal/Evers; Evers: Sicherer Lebensabend, vom Januar 2000; Lothar Evers: Stellungnahme zur Frage des Einbezugs von Vermögensschäden in die Bundesstiftung "Erinnerung, Verantwortung, Zukunft", vom 25. 2. 2000.

(62) Evers: Sicherer Lebensabend, vom 13.12.1999; Evers: Sicherer Lebensabend, vom Januar 2000.

(63) Evers: "Ablass zu Ausverkaufspreisen"; Evers: Sicherer Lebensabend, vom 13.12.1999.

(64) Ibid.

(65) Ibid.

一方、本基金の目的とするところの一つは、強制労働被害者から損害賠償請求権を奪うものであった。生存者の大多数は、その意味で法的安定性もえられず、無権利状態におかれ、その一方で、少なからぬ強制労働被害の生存者が基金給付の対象から排除されていた。申請対象になった者は、申請手続きの際に、すべての請求権を最終的に放棄する旨、表明をするものとなっている。一回限りの給付金は、パートナー組織を通して受給資格者に渡される。請求はこのパートナー組織に提出され、基金はそのかぎり権限からも義務からも解放される。<sup>(66)</sup>

## 第五章 「記憶・責任・未来」基金創設の合意とその後の交渉過程

### 〔基金創設の合意〕

ドイツ経済の基金イニシアティブは連邦政府とともに、1999年10月初旬には、拠出額を60億マルク（40億マルクを企業、20億マルクを連邦政府が負担）まで引上げた提案をし、最終的に99年12月17日、100億マルクを拠出（連邦と企業で折半）することで合意した。この100億マルクは、強制労働者だけでなく銀行・保険で損害を受けた人も含むすべての給付を包括するものであり、将来この額は上げられないものとされた。また合意では、アメリカ合衆国政府が、基金がナチ時代との関連で生じたドイツ企業に対するあらゆる請求規則の唯一の法的手段であるとする「意見書」を提出することとなった。法的安定性を求める基金イニシアティブの主張が認められたことを意味する。<sup>(67)</sup>

ドイツ連邦大統領ヨハネス・ラウ（社会民主党）大統領は合意当日、強制労働補償基金総額合意に関連して「強制労働者に赦しを請う」演説を行なった。その趣旨は、第一に、多くの人びとにとって「金銭などまったく重要でない」こと、彼らは「自分たちに加えられた不正を不正としてみなされる」ことを求めており、したがって、国と企業が「不正から生じた共同責任と道義的責任」を表明するというものであり、第二に、「補償は遅すぎた」ので、生存者は「できるだけ早く」「人道的給付を受け取る」ことを重要視するものであった。「私は、ドイツの支配下で奴隷労働と強制労働を行なわなければならなかったすべての人びとに思いをはせ、ドイツ国民の名において赦しを請います。／彼らの苦しみを私たちは忘れません。」（石田勇治訳）

10日後、連邦大蔵省が基金法案を提出した。この連邦大蔵省法案に対し批判が続出したため、さらに検討の対象となった。2000年1月27日に、政府負担部分は、連邦3分の2、州3分の1で配分する旨の政府案が提示され、3月22日には最終的に合意し、連邦政府が法案を閣議決定した。しかし法案議決までにはまだいくつかの克服されなければならなかった問題があった。

(66) Ibid.

(67) Presse-Infos der Stiftungsinitiative vom 7.10.1999.

(68) Presseerklärung der Stiftungsinitiative vom 17.12.1999.

〔交渉過程〕

被害者のための組織の一つである「ナチ被害者の情報・助言連邦協会」は、こうした基金のもつ問題点から、合意形成後の2000年1月の時点でもなお、その批判的言動を緩めなかった。基金の基本的構想は連邦共和国基本法に抵触する可能性があり、強制労働の生存者には「承認しがたい」もので、98年の連立合意段階での連邦基金がもっていた歴史的なプロジェクトを実現するには適していないとして批判した。<sup>(69)</sup>

具体的には、基金の対象とされなかった農業部門に配置された中・東欧諸国の強制労働者は、食料事情はましだったとはいえ、故郷から引き離され、雇用主の暴力支配のもとにあったとして、補償対象にすべきだと主張した。また、基金の目標にかかわる問題点として、限られた資金の中では、将来のための「記憶と未来基金」に被害者のための基金から資金を用意すべきではないとして、被害者団体は生存者に給付を優先すべきとした。さらに、ナチ不正の損害賠償請求権に関連して、申請時ではなく給付の支払い後に個人的に請求権放棄の署名をすることを認めるべきであると主張した。<sup>(70)</sup>

2000年3月段階での法案は、配分額として、100億マルクのうち、81億マルクは直接被害者に給付し、アーリア化による財産被害には10億マルク、「記憶と未来基金」には7億マルクという形で修正された。また、すでに給付された強制労働に無関係の補償は算入しないが、個別企業の人道的補償は算入するものとされた。37年国境内への強制連行に限定する規定は削除された。申請期限は6ヶ月から8ヶ月に延期され、農業部門での強制労働者も補償対象に含まれるとされた。それでもなお、様々な問題提起や疑念が払拭されているとは言いがたく、その後も議論の対象となった。

当初は2000年6月2日にシュレーダー首相とクリントン大統領が署名することになっていたが、「法的安定性」をめぐるドイツとアメリカで意見が一致せず、署名は延期され、さらに交渉が継続された。ドイツ企業にとって「法的安定性」の保証が基金設立の根本的問題であったことを如実に示している。6月12日に交渉が行なわれ、そこで達成された結果は、ドイツ企業に対する訴訟の棄却はアメリカ合衆国の外交政策上の利害にあり、アメリカは、ナチ不正から生じた訴訟を棄却するためあらゆることを行なうという内容をもつ、政府間協定の枠内での「意見書」をアメリカ政府が「誤解を招かないような形で」するということであった。基金イニシアティブに参加するドイツ企業はこれを承認し、決着するにいたった。<sup>(71)</sup>

こうして「記憶・責任・未来」基金法案は、以上のような批判を一部受け入れ、当初の基本構想

---

(69) Evers: Sicherer Lebensabend, vom Januar 2000.

(70) Ibid.

(71) Mitteilung der Stiftungsinitiative für die Presse vom 22.6.2000.

をかなり修正しながら、基本的なところを維持しつつ合意形成された。連邦議会内務委員会が、100億 DM を前提にして、様々なレベルでの交渉結果を踏まえて当初の法案文を変更したが、その際重要な位置を占めたのが、2000年6月7日の公聴会での11人の専門家の意見聴取であった。<sup>(72)</sup>そこでこの公聴会での議論を考察することにしよう。

#### 〔公聴会での論議〕

連邦議会内務委員会は2000年6月7日、「記憶・責任・未来」基金法案のための専門家公聴会を開催した。ここではこれまで叙述した問題に関連して、公聴会の議論を整理しておこう。

まず論点の一つは数値に関するものである。ユダヤ人被害者数も「世界の残り」(後述する)の生存者数も正確な数値は存在せず、学問的数値と被害者組織の数値の間に大きな差が生じ、問題となった。歴史家ニートハマーとユダヤ人請求会議のプロツィークの説明によって明らかとされたのは、学問的数値は当時のSS組織に基づいており、1944年11月の数値を基にして、その後の「死の行進」と死亡数を差し引いたものであり、それに対しユダヤ人請求会議の数値は補償実践から算出されたもので、6ヶ月の強制収容所と18ヶ月のゲットー収容を基準に、連邦会計検査院によって再検証されたものである。いずれにせよ、ニートハマーが強調するところでは、事前の見積もりが最終だとするのは誤りであるということである。またニートハマーは母国で損害を受けた人の数値は個別にあるが存在せず、不正確な推定値で考えるしかない<sup>(73)</sup>と説明した。

第二は法的安定性の問題であるが、真っ向から対立した。ドイツ経済の基金イニシアティブ代表のゲンツは、ドイツ経済が50億マルクをいつまでに集めることができるのかは答えられず、むしろ集まらない理由の一つが法的安定性であると説明した。この法的安定性に関してゲンツはアメリカ政府を批判した。すなわち、アメリカ司法省は問題をすべて民事上の対立とみなし、政府とは無関係であるという認識をもっているため、これではドイツ側は納得できず、アメリカ政府は少なくとも法的に中立の立場に立ち、かつそれを文書で声明すべきであると強調した。<sup>(74)</sup>これに対しドイツの民間団体「忘却に抗して——民主主義のために」の代表フォーゲルは、アメリカ政府に法的中立性を追加的に声明させ、それまで基金法を発効させないというのは問題であるとした。フォーゲルのみならず、ユーゴスラヴィア・スロヴァキアという「世界の残り」を代表してアーツィンガー、「ナチ被害者の情報・助言連邦協会」のエーファースなど被害者組織も、被害者には請求権を放棄さ

---

(72) Zur Begründung des Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung “Erinnerung, Verantwortung, Zukunft”, Beschlussempfehlung und Bericht des Innenausschusses (4. Ausschuss), Deutscher Bundestag, Drucksache 14/14. Wahlperiode.

(73) 37. Sitzung des Innenausschusses des Deutschen Bundestags am 7. 6. 2000, in: *Deutscher Bundestag—Stenographischer Dienst*, S. 42 f., 46.

(74) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 14, 16 ff.

せるのに、基金参加を拒否した企業に対しても法的安定性を与えることを強く批判した<sup>(75)</sup>。むしろ論調は、「世界の残り」の一つの代表組織として「ナチ・レジーム下強制労働者利益協同体」のジェットターが強調したようにもっと批判的であった。請求放棄表明の要求は不適切であるばかりでなく、この放棄表明が基金に参加しない企業にも適用されることは許しがたく、基金に参加した企業に対してのみ放棄表明が適用されるよう法案の修正を要求した。これにはドイツ弁護士会代表もユダヤ人請求会議も賛成した。アーツィンガーは放棄表明は最初の支払い後になされるべきで、さらに第二の支払いにも効力をもつべしと主張した<sup>(76)</sup>。

第三は補償対象の問題である。ジェットターは占領地域での強制労働について法律に追加し、占領地域での労働収容所での強制労働を排除することは問題だとして法案修正を求め、さらに農業での強制労働を法律ではっきりと言及することを要求した。フォーゲルもエーファースもこれに賛成している<sup>(77)</sup>。

これに関連して「世界の残り」問題があった。これはニートハマーが統計数値を挙げて説明している。「世界の残り」の被害生存者数と給付額の推定値は以下のようになる。

①和解基金の権限範囲の外のユダヤ人でない強制収容所囚人（5万人，7億5,000万マルク），②シンティ・ロマの奴隷労働者（1,200人，1,800万マルク），③西欧諸国出身の労働矯正収容所に収容された強制労働者（統計なく1万人ぐらい，5,000万マルク），④国籍なき人びとで，東欧からの非ユダヤ人強制労働者で，西ドイツあるいは海外へ移住した者（27,500人，1億3,700万マルク），⑤南東欧諸国（セルビア人，スロヴェニア人，さらにブルガリア，クロアチア，ルーマニア，スロヴァキア，ハンガリー）からの非ユダヤ人強制労働者（最低12,000人，6,000万マルク），⑥南東欧諸国からのユダヤ人奴隷・強制労働者（強制収容所収容者9,800人，それ以外の強制労働者28,000人，2億6,000万マルク），これらを総計すると，「世界の残り」に10億1,500万マルクとなり，4億7,500万マルクが欠けることになる<sup>(78)</sup>。

フォーゲルもエーファースも，こうした差別されている「世界の残り」の人びとを他の被害者と同じ給付を与えるよう考慮することを要求し，ドイツ・シンティ・ロマ中央評議会のローズはシンティ・ロマを補償対象にすることを要求し，ユーゴスラヴィア・スロヴァキア代表も同一の補償基準を適用するよう求めた<sup>(79)</sup>。それに対しベラルーシ，チェコ共和国，ロシア連邦，ウクライナ，ポーランドの諸国を代表してヤロヴィエツキは反対を表明している。数的には強制労働被害者の生き残りの90%以上を占め，かつこれまでのドイツでの補償額のうち1%しか占めていないとして，こう

(75) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 32 f., 34, 40.

(76) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 22, 26, 32, 38.

(77) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 21, 33, 40.

(78) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 35 f.

(79) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 27, 31, 33, 40.

した東欧諸国の被害者を犠牲にして「世界の残り」の人びとに対して補償することを批判した。これら東欧諸国は、強制収容所・ゲッター労働者、工業労働者、農業労働者は平等な額を受け取ることを要求していたが、ドイツ側の拒否に遭遇したため、以下のような妥協案に賛成した。つまり、ドイツ側ではすべての奴隷労働・強制労働のカテゴリーを明確には承認せず、その代わりにこれら<sup>(80)</sup>の諸国の和解基金サイドですべてのカテゴリーに支払いうるものとする妥協である。

この問題は総額100億マルクという上限が決定されているため、解決は容易ではなかった。エーファースが指摘したように、「世界の残り」のための12億マルクは交渉の最後で8億マルクに減額され、しかも結局5億4,000万マルクになってしまった。一方カテゴリーAにまだ2億5,000万マルクないし5億マルクも欠乏しているので、カテゴリーBには残らないという状況であり、このように、一定額を求めて被害者組織がそれぞれ配分を主張するという状況があった。<sup>(81)</sup>

第四にこれに関連して支払い方法も問題となった。上限が決められているため、「世界の残り」の人びとに不利にならないように、全額を一回で支払うのではなく二分割することが論議の対象となった。エーファースは被害者の年齢や健康ではなく、統一的にまずは35%で分割払いにし、後に中央で検査するべきであるとし、ユダヤ人請求会議もこれに賛成した。<sup>(82)</sup>フォーゲルも、数値が不確定な中で同じ被害に同じ給付を与えるには二分割という方法しかないとして賛成した。<sup>(83)</sup>それに対しユーゴスラヴィア・スロヴァキア代表は35%の分割払いでは受取額が低すぎるので受け入れられず、<sup>(84)</sup>予備費で「世界の残り」のために考慮するべきとした。

一方ベラルーシ、チェコ共和国、ロシア連邦、ウクライナ、ポーランド諸国の代表は、数値で大幅な変更があるとは思われず、したがって二回の分割払いをする必要はないこと、第一回の支払いを35%にすると受取額は少なすぎること、最初から「世界の残り」の人びとに配分して、ポーランドの農業労働者にその分少なく給付し後に追加することはできないこと、以上から分割支払いには賛成できないと主張した。<sup>(85)</sup>すなわち、被害者の中で一定額の配分をめぐる対立があったのである。

第五は代表の問題である。とりわけ代表組織を運営機構に送り込むことが認められていない組織はそれを強く要望した。ドイツ・シンティ・ロマ中央評議会、ユーゴスラヴィア・スロヴァキア代表組織、スロヴェニア代表組織、「ユーゴスラヴィア第二次世界大戦犠牲者協会」など「世界の残り」を代表する諸組織が運営機構への代表送付と一部の組織はパートナー組織としての承認を要求した。<sup>(86)</sup>

(80) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 28 f.

(81) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 58.

(82) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 40, 47 f.

(83) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 54.

(84) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 48.

(85) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 29, 45 f.

(86) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 27, 32, 56 f.



これら以外に多面にわたって問題提起された。パートナー組織を全面的に連邦基金から切り離し、連邦基金を申請と支払い義務から解放させることについての疑念<sup>(87)</sup>、未来基金に関して議会が言及すべきであること<sup>(88)</sup>、法律の前文にラウ大統領の演説をおくこと、被害証明は疎明だけで十分とみなすべきであること<sup>(89)</sup>、法案のいう補償資格をもつ強制労働者の規定、つまり拘留、拘留に似た条件あるいはひどい生活条件は「東欧からの異民族」とされたスラヴ民族の人種的な排斥をうやむやにするもので問題があり、少なくとも補償法の「根拠づけ」で言及すべきであるということ<sup>(90)</sup>、支払いの基点を1999年2月16日ではなく、全議員団が経済に中東欧の基金に支払うよう求めた94年2月24日にする提案などが提起された。<sup>(91)</sup>

## 第六章 「記憶・責任・未来」基金法の成立と基金をめぐる争点

### 〔基金法の特徴〕

これらの修正意見を取りいれて、2000年6月30日の最終法案に結実し、7月6日に連邦議会でも決された。

- その重要な変更は基金法の「根拠づけ」で示されている。整理すると以下の諸点からなる。<sup>(92)</sup>
- ・ナチ不正の被害者への連邦議会の道義的責任を強調するために、「前文」をつけること。
  - ・連邦議会のすべての議員団とより多くの団体代表に一議席を確保できるように、管理機関27名に増加すること。
  - ・交渉に参加できなかった諸国からの被害者に対し平等な扱いを保証すること。正確な被害者数がないため資金が確保されておらず、他のパートナー組織で請求されない余剰額を管理機関に戻し、調整すること。
  - ・最初の支払いが増えるように支払いは柔軟にすること。管理機関が最高限度額を超えないかぎりですそれを可能にすること。
  - ・未来への課題、想起の作業、生存者への責任の比重をはっきりさせるために、未来基金の7億マルクの目的を正確なものにすること。

基金法に新たに追加された「前文」は被害者代理組織が抱いていた基本的な疑念を払拭するに値するものであった。

---

(87) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 21.

(88) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 35.

(89) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 21 f.

(90) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 36 f.

(91) 37. Sitzung des Innenausschusses, S. 41.

(92) Zur Begründung des Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung, Zukunft".

第一に、ドイツ企業がナチスの不正に「束ねられた」という受動的表現を削除し、ドイツ企業が不正に「関与（参加）した」という能動性を確認したことである。

第二に、これまでは道義的責任だけが問題とされていたのに対し、企業に対してはその「歴史的責任」を認め、連邦議会に対しては「政治的・道義的責任」を認めたことである。

第三に、未来に向かった過去の想起、法的安定性の二つがともに法律の前文に掲げられたことである。

この基金法はその前文で被害者の疑念を払拭しつつ、ドイツ企業の利益を基本的に認めたということが明らかとなろう。加害者と被害者が同じテーブルについて合意したことを如実に物語っている。ここでは、法案作成段階と比較して大幅に修正された諸点のみを詳らかにしておこう。

第一に、基金の内部に設立される「記憶と未来基金」に関する問題を指摘しておきたい。これまでの条文では、その持続的な課題は、諸国民間の理解、若者の交流、社会的正義、全体主義のシステムと暴力支配による脅威の記憶、ヒューマンイズムの領域での国際的協働に資する点におかれ、被害者の相続人及び遺族の利益にも配慮されるという表現であった。それに対し可決された法律（第2条目的（1））では、課題の中に、「ナチ政権の生存者の利益」が挿入され、「もはや生存していないナチ不正の被害者を追悼とその名誉のために」、彼らの「相続人のためにもプロジェクトを促進する」とした。未来に向けたプロジェクトに、強制労働被害者の補償金の一部を充当することの非合理性を考慮したものであるといえよう。

第二は組織・機構上の問題である。第4条で運営機構の内訳に若干の修正が加えられた。運営機構は23名から27名に増員された。連邦法務省任命の1名が削除され、連邦議会任命の3名が5名に増え、シンティとロマの代表はこれまでは連邦大蔵省任命とされていたが、ドイツ・シンティ・ロマセンター、ドイツ・シンティ連盟、国際ロマ連盟から任命された代表となった。さらに3つの組織の代表が追加された。国連難民高等弁務官、国際移民組織、「ナチ被害者の情報・助言連邦協会」任命の各1名である。被害者組織の構成に対する批判を受け止めた形をとったことが確認されよう。

第三は対象範囲の拡大である。受給権者に関する条項では新たに3つが追加された。一つは、農業部門での強制労働者である。もう一つは、児童センターに収容された強制労働者の子供の医学実験あるいは死亡した者ないし健康上の損害を受けた者、第三は、ナチ迫害を理由としないが、ドイツ企業の参画したナチ不正によって財産損害を受けた者である。

第四は、請求権放棄に関する問題である。各受給権者は申請手続き時にあらゆる請求権を放棄することを表明するとされていたが、最終的法律では、請求権放棄は受給後に効力をもつとされた。ここでも被害者組織の意見が反映している。

〔基金をめぐる争点〕

以上、補償基金の成立にいたる一連の経過をたどってきた。筆者ら研究者と弁護士は、1999年12月に合意にいたった補償基金の調査を行なうために、2000年3月、ドイツで聞き取り調査を行なった<sup>(93)</sup>。この段階での各機関の見解をまとめると以下のように整理できる。

第一に指摘しておきたい問題は、強制労働と「人道に対する罪」ないし「ナチ犯罪」との関係である。政府や企業は、強制労働は通常の戦争犯罪であり、したがって、強制労働に対する補償は国家間の賠償問題であるとしているのに対し、被害者組織は強制労働をナチ不正行為の一環、つまりナチ犯罪と戦争犯罪の両方を含んでいるものとみなしている。

第二はいかなる責任があるのかという問題である。政府・企業は、強制労働には法的責任はないとみるのに対し、被害者組織は、企業は強制労働者雇用に法的責任はあるとみなしている。強制労働配置はナチ国家に強制されたため法的責任はないとする企業の論理に対し、被害者組織の論理は、強制労働者の労働力利用は企業の要請により可能であり、したがって強制労働は強制されたものではないというものである。

第三は、補償基金設立の動機は何かという問題である。政府・企業は、強制労働には法的責任はないが道義的責任はあるとみなして、人道的支援を行なうと主張している。人道性の所在については、政府・企業は、強制労働被害者の生存者が高齢者であるため、早急に救済する必要があること、法的措置によっては、現存しない企業、権利継承のない企業での強制労働者には補償が行なわれないこと、企業の人道的基金の場合には対象は限定されるということなどが挙げられる。

第四は、被害者組織が今回の補償基金に賛成した理由である。被害生存者が高齢であること、裁判の場合には権利継承のある企業のみ損害賠償の請求が可能であり、限定されてしまうということであり、この点では、政府・企業と意見が一致している。被害者組織の論理は、許されない行為によって損害を受けたため損害賠償を請求するばかりでなく、強制労働は非人道的であり、それゆえ賃金ならびに慰謝料を請求するという観点に立脚していた。今回の補償基金に賛成することはこの論理を実質的に放棄することを意味する。補償基金に賛成することは政治的決断であったということである。したがって基金法で法的責任ではなく歴史的責任と政治的責任が言及されたのはこうした理由からである。

第五は、補償基金設立の動機として、アメリカ市場や東欧市場での積極的な経済的利益の確保があるのかという問題である。経済的利益の確保というよりも、経済的不利益を回避することに主張の重点がある。

第六は法的安定性の問題である。政府・企業にとって法的安定性は基金設立の不可欠の前提であった。ナチ時代の強制労働に関して現在ならびに将来、提訴されない保証を補償基金によって確保

---

(93) 『基金調査報告書』参照。

しようとしていたのである。政府・企業はこの問題を終結させることを望み、アメリカ大統領の公式声明も要求した。のみならず、基金に拠出しない企業にもこの法的安定性の保証を与えた。被害者団体はこれについては深い疑念を呈している。

最後に謝罪の問題を挙げておきたい。被害者にとって謝罪は重要であった。基金法の中では謝罪の言葉が明示されていないが、補償に際して謝罪がなされなかったことを意味するのではない。1999年12月の合意発表時におけるラウ大統領の演説は、人間の尊厳に対する罪として、国民と国家の名において謝罪したものである。大統領演説は被害者側の要請に基づくものである。大統領演説をもって謝罪とみなすことに被害者側が合意したのである。

#### 〔最終的終結をめぐる問題〕

ドイツ連邦議会の全政党が党としてはこの法案に賛成し議決した。しかし、政党によってその賛成の背後にある意図ないしは強調点は異なる。その中の一つの重要な論点は、今回の補償が最終的終結を意味するととらえているのかどうかである。大別すれば、二つの見解に分かれる。

一方は、最終的終結を意味しないとする見解である。社会民主党は、「さらなる将来の新規則は排除されない」という連立協定を指摘した。90年連合・緑の党も「だれも給付を放棄することを強いられない」、将来「法的ないし法律外の新規則によって」終結されるかもしれないとして、社会民主党との連立合意に立脚する旨を明らかにしている。民主社会党（旧東独ドイツ社会主義統一党の後身組織）は、法律はナチ犯罪の終了を意味せず、「将来もナチ被害者に補償問題の提案を連邦議会に行なう」と主張している。他方キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟は、財政的な観点でナチ政権の犯罪への「最終的規則」であるとみなし、これによって「賠償問題も新たに提起されえ<sup>(94)</sup>ない」ものとする<sup>(94)</sup>と主張している。

それゆえ、補償の最終的終結か否かという問題は将来再燃する可能性は排除されていないといえよう。この問題での最終的な決着のないまま法律が成立したが、それだけこの補償の最終的終結問題は双方が歩み寄ることのできなかつた問題であることを示している。これを未解決のままでもあえて法律を成立させたところに、ナチ不正の被害生存者に補償を与えることの歴史的重みがここには現れている。

#### おわりに ― 戦後補償と補償基金の歴史的意義

以上の考察から、(西)ドイツの戦後補償は、まずは個別企業に対する民法上の提訴からはじま

---

(94) Zur Begründung des Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung, Zukunft".

り、国際軍事裁判所憲章の意味での「人道に対する罪」とは無関係であったことが明らかとなろう。むしろ原告側はこれとの無関係性を主張していたのである。この個別企業の補償は、アウシュヴィッツ強制収容所囚人の強制労働被害者全員への補償要求を行なった組織を排除して、ユダヤ人強制収容所囚人の強制労働に対する限定的な補償であった。「特殊ナチ不法」の概念の限定的な扱いがここでは作用していたのである。その後長年にわたって、強制労働は「ナチ不正」の対象としては認められず、したがって、補償対象からは完全に排除されることとなった。

連邦補償法での補償対象はすでに述べたように、一定の範囲に限定するものであった。それは、国際軍事裁判所憲章での「戦争犯罪」「人道に対する罪」概念の一部から「特殊ナチ不法」の被害者を限定化したことから可能となった。ドイツの主権と西欧化を達成し、債務協定を達成するためには戦後補償が不可欠の前提であったことを連邦政府が認識し、補償対象を限定化しようとした結果であった。戦後補償は長期的展望からではなく政治・外交に依存していたのである。

こうした限定された補償対象を拡大したのは、「特殊ナチ不法」の議論が政治上・司法上蓄積された結果でもまたドイツの政治家によるものでもなく、これまで述べてきたようにあくまで被害者の運動によって獲得したものであった。ドイツの政治家に見習えという論理は、政治家の善意に期待する発想であり、この発想は、これまで述べた戦後補償の複雑な経過、その経過の背後にある様々な利害の錯綜を見過ごす危険性がある。

とりわけ、「特殊ナチ不法」概念を質的に変更し拡大したのは、強制労働への補償であった。これは、特に1990年代半ば以後の国内外の政治的变化に伴う、企業ならびに政治の場での変化の結果であった。それは法的責任の明確化の過程ではなかったが、法的責任を承認しないで、歴史的・政治的責任を承認するプロセスであった。しかしまさにそうであったからこそ、強制労働への補償が実現したのも事実であった。

「記憶・責任・未来」基金設立の背景として、アメリカでの集団訴訟（クラス・アクション）が挙げられるであろう。アメリカでの提訴、さらには不買運動が展開したのに対し、ドイツではこうした問題での世論の動きはほとんどないような状況において、シュレーダー首相と一部のドイツトップ企業が政治的判断を行なった。ドイツ企業の世界市場での経済的不利益を回避し、同時に法的安定性を確保するためには、ドイツ企業にとっては基金設立は必要不可欠であった。一方被害者にとっては、強制労働の被害生存者の高齢を配慮すれば、基金に賛成することは政治的決断を意味した。被害者が基金の設立によって奪われる様々な精神的・物質的利害は、一連の交渉過程の中で、最終的には、基本的な問題も含めて相当程度除去された点も同様に重要である。基金設立のイニシアティブをとっていたといっても過言ではないドイツ企業は、最終段階でかなり妥協せざるをえなかったということを意味している。連邦政府もドイツ企業も被害者代理組織も、今現在こそが、ナチ強制労働の被害生存者に対して財政的・人道的な援助を与えることのできる最後の機会であるとみなした。こうして「記憶・責任・未来」基金は成立した。

ドイツの戦後補償の歴史をながめてみると、50年以上もの長い間、戦後補償は「ナチ迫害の被害者」に対するものに限定されていたということ、企業もまた補償の「法的義務」を認めず、ただ「道義的」問題としてのみとらえてきたことが明らかとなる。「法的責任」を棚上げしつつ、「政治的・道義的責任」と「歴史的責任」を認めることで補償基金が成立したことは、少なからぬ意義をもっているといふ。

日本のみならず、今後世界で虐殺とそれに関連する事態に対して補償問題が必然化すると考えられるが、戦後補償への展望として何が必要であるかは以上のドイツの例が示している。

第一は、戦後補償が被害者の要求に対応する形で展開したのは、他でもなく被害者自身の運動によるものであり、決して政治家や企業家の自主的な行為ではなかったということである。もちろん、政治家や企業家の政治的決断がなければ被害者の要求は実現しなかったという事実も看過できない。

第二は、被害者の連帯的行動は容易ではなく、国家は被害者の連帯を恐れているがゆえに運動を分断する可能性をもっており、それゆえ運動は分断される危険性をもっているということである。

第三は、虐殺行為そのものとその周辺行為は相互に関連しており、したがって補償も、虐殺行為の被害者のみならず強制連行・強制労働など一連の周辺行為の被害者にもなされるべきであることである。

第四は、形態はともかく被害者の納得する謝罪が必要不可欠であり、また、国家や企業による補償が必要不可欠であるということである。補償は被害者が納得してはじめて機能するということである。

(経済学部教授)